

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年5月27日(月) 午前9時30分から11時30分
2. 開催場所 宮之浦支所 縮島開発総合センター 第2会議室

3. 出席委員 (17人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	中島 則雄	君
	4番	川畑 孝博	君
	5番	永野 真佐子	君
	6番	永綱 忠美	君
	7番	岩川 直隆	君
	8番	牧 優作郎	君
	9番	日高 清明	君
	10番	備 邦雄	君
	12番	西橋 豊啓	君
	13番	白川 満秀	君
	14番	渡邊 祥太郎	君
	16番	大角 利夫	君
	17番	内田 政人	君
	19番	岩川 孝行	君
	20番	田中 武浩	君

4. 欠席委員 (1人)

欠席者 11番 神宮司 守昭 君

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2

- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第7号 農用地利用集積計画について
- 議案第8号 非農地証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩川 滉男
係長 川東 卓磨
主事 泊 雄貴
相談員 西田 博隆

7, 概要
事務局長

皆さんおはようございます。■さんが所用で欠席するという連絡がございました。■さんが尾之間に居るということで、遅れてこられます。■さんは所用で遅れるということです。

ただ今より平成25年度第2回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は5番委員にお願い致します。

憲章朗唱（5番委員）

お座り下さい。

会長あいさつ。

会長

みなさんおはようございます。いよいよ梅雨入りかと思われる天候でございます。各委員の皆さんには、この時期地域のいろいろな計画、各グループ・団体等の総会等で大変忙しい毎日だと思います。屋久島町の方でも長期振興計画の作成が始まっているところです。農業の分野では先般、果樹における集落営農の講演がございました。私ども屋久島の中で果樹農家の皆さんのが今後の参考にすべき例かなと思って、興味を持って聞いたところでございますが、その中で地主に何の見返りも無いのに、10a辺り3万円から4万円の負担をして、見返りを期待している。屋久島の中でそういう意識をどれほど人が持っているのかなど、あるいはそういう方向へ意識変更ができるのかなということに、非常に疑問を持ったところでございます。

本日の案件はそれほど多くはございませんが、終了後、話題の提供がございまして、情報交換もしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは本日の会議録署名委員を9番委員・10番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第2号・農地法第18条第6項の規定による合意解約について事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第2号・農地法第18条第6項の規定による合意解約について、次のとおり合意解約の通知があったので報告します。

整理番号2・権利の種類：賃貸借権。契約内容：経営基盤法。賃貸借人：借人・■、貸人・■。土地の所在：■
■、畠、■m²他8筆。9筆の合計面積が■m²。貸借期間：平成■年■月■日から平成■年■月■日まで。解約の理由：合意解約。賃貸借の解約を申し入れた日：平成■年■月■日。賃貸借の合意解約の合意が成立した日・賃貸借の合意による解約をした日：平成■年■月■日。土地の引渡し時期：平成■年■月■日です。以上です。

会長

只今事務局より説明がありました報告案件でございますが、皆様から疑問点・分からぬ点などございましたら、ご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

平成■年までと、残された期間が長いわけなんですが、その中で約■m²という大きな面積。解約してその後、土地はどうなるんでしょうか。

会長

何か情報がございますか。

○番（農業委員）

■年という契約だったんですが、お互いに意思の疎通が狂ってきたと言いますか、貸す方は「■年だったのに、■年になってた。」という

○番（農業委員）

ことで、借人とのズレがあったようです。去年、貸人の方とお話ししましたときには、『揃えてある機械も全部使って良いよ。』ということだったんですが、借人の方はもらった意識になっていて、機械も全部持って行っていたそうなんですね。それでまたごたごたなりまして、『解約する。』ということになりました。借人は [REDACTED] 年借りる予定でしたので、グアバ何かを植えておりまして、今年から収入が得られるかなというところでしたので、本人も非常に苦しい立場なんですが、毎日のように貸人の方から電話が来るらしくて、解約に至りました。その後は全く計画がございませんので、荒れるだろうと心配しているところです。

○番（農業委員）

借人の方はパパイヤとかグアバとか、たくさんの果樹を作る計画を出されていましたから、不思議に思っておったんですが、そういう理由なら仕方無いんでしょうが。

貸人の方は屋久島におられないようですから、この土地を管理してくれる方が他に見つかれば良いですけども、荒地になる可能性があるのかなと思っていますから。以上です。

会長

面積が大きいですからね。この後、どなたか管理をしていただければ。あんまり期間をおけば荒れてしまいますから。

○番（農業委員）

昨年でしたか、貸人の方が『[REDACTED] の方も話したんだけども、返事が返ってこなかった。』ということを言っておりました。近くに茶園もありますから、使ってくれたら 1 番良いんでしょうけども。

○番（農業委員）

[REDACTED] は個人の茶園をだいぶ買っておりますので、できれば地元委員、事務局の方で [REDACTED] さんとの話し合いができれば解消できるんじゃないかという気がします。

会長

貸人の方がどういう意向なのかということですけども、確認をしてからということでしょうけども。

他にございませんか。

（「ありません。」の声あり）

それでは、報告第 2 号は以上で終わります。

続きまして、議案第 5 号。農地法第 4 条の許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 5 号・農地法第 4 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があつたので議決を求める。

整理番号 1 番。申請人：[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED] [REDACTED]、畠、[REDACTED] m²。利用状況：物置倉庫・庭。第 2 種農地・都市計画区域内です。事由：『既に申請地の一部に許可を受けずに物置を作っております、その他の部分は花壇として既存宅地と一体として利用したい。』ということです。転用目的及び事業計画といたしまして、土地造成が [REDACTED] m²、物置が [REDACTED] m² です。

備考欄にございますけども、既存宅地が [REDACTED] 番 [REDACTED] m² ということで申請地と隣接しております。

この案件につきましては [REDACTED] から山手側の [REDACTED] から [REDACTED] m 程のところに位置し、周辺は住宅が点在し宅地化が進んでいる地域でございます。

始末書によると、申請人は平成 [REDACTED] 年に農地法第 5 条の許可を得て申請地の隣接地に住宅を建築し、その際物置が申請地にはみ出したということですが、この申請地も 5 条申請と同じ日に所有権が移転されているということから、3 条許可より取得したものと推測されます。物置か農業用倉庫であれば、許可不要になります。いずれにしても隣接する宅地についても三角形で有効利用面積も少ないとや、隣接に効率利用され

事務局長

ている農地もないことからやむを得ないと思います。また [] 番 [] については、地目が畑になっておりますが同じ日に進入道路として5条許可を受けております。

農地区分につきましては、10ha 以上の農地の広がりもないことから第2種農地・その他の農地と判断いたしました。 以上です。

会長

整理番号1番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

12ページの図面を見ていただきたいんですが、先日の現地調査で確認したのが、[] 番 [] ・ [] 番 [] と申請地との段差が4mから5mあります。[] 番 [] との境には防風林を植えているんですけども、申請地がはたして農地として利用できるかといいますと、花園か菜園かというところです。13ページに航空写真があります。[] 番 [] が住宅として、その前に倉庫が建っておりますけども申請地にちょっとかかっております。周りは原野、少し畑がありますけども使われていない状態ですし、ここを畑と残しても利用価値もないです。そういうことで、私としてはやむを得ないと思います。 以上です。

会長

整理番号1番について皆さん方からご意見・ご質問等お受けいたします。いかがでしょう。

皆さん方からご意見なければ、整理番号1番について申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号1番は同意することに決定いたします。

続きまして、4ページ。議案第6号・農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局長

議案第6号・農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があつたので議決を求める。

整理番号1番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・[]、譲渡人・[]。土地の所在：[] 番、畠、[] m²。利用状況：休耕地。第2種農地・都市計画区域。事由『現在借家に居住しております、申請地に居宅を新築して居住するため。』ということです。転用目的及び事業計画といたしまして、土地造成：[] m²、一般住宅：[] m²、駐車場：[]、傾斜地：[] m²。

申請地は[] の外れの県道から[] m のところに位置し、周辺に住宅の無いところで、申請地から北西側には基盤整備と猿柵が設置され、営農に条件の良い農地が広がっております。申請人は借家住まいで高齢の両親がいる集落に移住し面倒を見るということであります、本申請地の周辺に耕作されている農地もなく、転用しても周辺の営農に支障のないことからやむを得ないと思われます。農地区分につきましても、周辺に10ha の農地の広がりもないことから、第2種農地・その他の農地と判断いたしました。 以上です。

会長

整理番号1番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請人は[] の[] をしております。現在[] のアパートで小学生の子ども2人と3人で暮らしております。譲渡人は、もともと[] の出身であります。家が隣同士だったため、小さいときから知っているということです。譲渡人は現在[] におりますが、高齢のため入院しているということです。22ページの図面です。上の方を通っているのが県道です。県道から山手に上るんですけども、県道沿いの[] 番[] が譲渡人の家でございます。隣の[] 番が申請人の実家であります。現在この実家に両親が住んでいます。今年の3月に母親が脳

○番（農業委員）

溢血で倒れまして、[REDACTED]の方に入院しているようです。もともとこの申請地に家を建てて両親の近くに住みたいという意向だったんですが、退院したら一緒に住むという計画をしているらしいです。申請地は川沿いで、周辺は写真で分かるとおり山林化しております。申請地の現況はスキ・雑木が生えておりまして、容易に畑として利用するには大変だと思います。農地を挟んですぐには、猿柵が設置されておりまして広い農地があります。現場としては、ここは宅地として認めて良いかと思います。以上です。

会長

整理番号1番について、皆さん方からご質問・ご意見いただきます。

○番（農業委員）

建築費が[REDACTED]円となっておりますが、[REDACTED]坪近くですけど、そんなにかかるもんなんでしょうか。それと自己資金が[REDACTED]円、融資が[REDACTED]円。こちらあたりにつきまして、事務局は確認は取っていますか。

事務局

融資証明書もついておりますし、残高証明書もついておりますので、金額については確認しております。建築の方は[REDACTED]さんが請け負うようして、コンクリート造りにするようです。2階建ての予定ですので、[REDACTED]m²です。

○番（農業委員）

若くて[REDACTED]で、どこがこんな大金を融資してくれるんですか。

事務局長

我々もこの若さでということで、いろいろ聞いてみました。融資の話はちゃんとついておりました。

○番（農業委員）

分かりました。融資証明がついているなら、意義ありません。

会長

他の皆さん方からございませんか。

他にご意見無ければ、整理番号1番について計画に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

同意することに決定いたします。

整理番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局長

整理番号2番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]、畠、[REDACTED]m²。利用状況：休耕地。第2種農地・都市計画区域。事由『現在借家に居住しており、申請地に居宅を新築して居住するため。』ということです。転用目的及び事業計画といたしまして、土地造成：[REDACTED]m²、一般住宅：[REDACTED]m²です。

申請地は[REDACTED]近くの[REDACTED]から山手側に約[REDACTED]mほど行ったところに位置し、周辺は住宅が点在し宅地化が進んでいる地域でございます。申請人は借家住まいでの自己の住宅を新築しようとするもので、転用についてはやむを得ないと思います。なお、農地区分につきましては、10ha以上の農地の広がりもないことから第2種農地・その他の農地と判断しました。以上です。

会長

整理番号2番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

ここは遊休地で、隣の[REDACTED]もこれは以前の写真だと思うんですけども、遊休地となっております。申請人は[REDACTED]に家を建てて、隣の[REDACTED]を借りて畠をしたいということです。「ここに家を建てる許可が下りたときに、ここを払って農業する意思があるか。」と聞きましたところ、「畠がやりたいから、ここに家を建てるんだ。」とい

○番（農業委員）

うことでした。譲渡人と申請人は親戚関係ですので、そうなった場合の貸借もすんなりいくんじゃないかと思っております。年齢的にもまだ元気ですし、遊休地の解消にも繋がりますので、そこら辺りも組んで認めてあげて良いんじゃないかと思います。以上です。

会長

整理番号2番について皆さん方からのご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

この方はどこに勤めているんですか。

○番（農業委員）

██████████です。

○番（農業委員）

██████さんの畠も近いということで、面倒見てもらえるでしようから、私は意義ありません。

会長

他にございませんか。

他に無いようでございます。

整理番号2番について、申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号2番は同意することに決定いたします。

整理番号3番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号3番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・██████████、譲渡人・██████████。土地の所在：██████████、畠、████m²。利用状況が休耕地とありますが、ドラセナを植えてあります。第3種農地。事由：『社員駐車場を確保するため。』ということです。転用目的：土地造成（駐車場）が████m²です。

申請地は██████████から████mほどの住宅が密集している所で、旧県道ぞいにあり、面積も小さく周辺に農地は無く、申請人は従業員の駐車場として利用するものであり、転用もやむを得ないと思います。なお、農地区分としまして、第3種農地・300m以内農地と判断しました。以上です。

会長

整理番号3番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

33ページを見ていただきたいと思います。赤い印のところが申請地でございます。████が████です。████と████が████████████と駐車場になってます。████なんですが、駐車場が無いため、あちこちに借りていますけども、従業員の駐車場が無いということで、今回申請が上がっております。ここは旧県道と町道に挟まれた残地でございます。ここは面積が小さいので野菜を作ったり、今はドラセナを作っております。農地ですけども周辺は市街地ですので転用についてはやむを得ないんじゃないかと思います。以上です。

会長

整理番号3番について皆さん方からご意見ございませんか。

○番（農業委員）

周辺は全部宅地で面積も少ないので認めて良いと思います。

会長

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号3番について申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

同意することに決定いたします。

会長	続きまして議案第7号。農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。
事務局長	<p>議案第7号・農用地利用集積計画について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。</p> <p>整理番号2番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人・[REDACTED]、貸人・[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]、田、[REDACTED]m²他2筆。3筆の合計面積が[REDACTED]m²。農用地区域。内容：甘藷。契約期間：平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日から平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日までの[REDACTED]年間。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等といたしまして主な経営作物：ぽんかん・たんかん・バレイショ・甘藷。経営面積：所有面積が[REDACTED]m²、借地が[REDACTED]m²、合計[REDACTED]m²です。従事日数：300日。農機具等の保有状況：トラクター・2、軽トラック・2、コンバイン・1、ミニユンボ・1です。</p> <p>この案件につきまして、借人は認定農業者です。したがいまして農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。以上です。</p>
会長	整理番号2番については[REDACTED]番委員が申請人でございますので、一時退席を求めます。
○番（農業委員）	([REDACTED]番委員 退席)
	それでは整理番号2番につきまして、隣接委員のご意見をお願いいたします。
	[REDACTED]さんは高齢なんですけども、農協の鉢入れ式なんかもいつも協力していただいている方です。申請地につきましては、[REDACTED]で整備をしたところですけども、当初[REDACTED]さんは反対といいますか、しないと粘っておりました1人なんですが、周りもみんなするということで同意をいただいたところです。果樹以外はといいますか、果樹も草払いから剪定から、管理センターに頼んでやっているという状況です。[REDACTED]君につきましては、ジャガイモも面積も大きい中、連作すれば障害が出るということもありますし、この案件につきましてはぜひ認めてやっていただきたいと思います。以上です。
会長	皆さん方からご意見・ご質問等ございませんか。 （「異議なし。」の声あり）
	異議なしの声でございます。整理番号2番について計画を認めることにご異議ございませんか。
	（「はい。」の声あり）
	計画を認めることに決定いたします。
	([REDACTED]番委員 着席)
	只今の案件の結果だけご報告いたします。 計画を認めることに決定いたしました。
	続きまして議案第8号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第8号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあつたので議決を求める。
	整理番号2番。申請人：[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]、畠、[REDACTED]m ² 他1筆。2筆の合計面積が[REDACTED]m ² です。第2

事務局長

種農地。非農地に至った理由及び現在の管理状況：『■家に嫁いで■年になりますが、農地として物を作っていた事はありません。その当時は雑木が生えていました。その後杉や松を植えて下払いにも行きましたが、29年ほど中に入つておりません。』ということです。

申請地は■から行くと■の直線道路の海側に位置し、周辺地域の耕作地は一部のみで、長年耕作放棄され山林状態であります。非農地にすることにより周辺に影響もないと思われ、非農地とすることはやむを得ないと判断します。なお、■の非農地証明判断調査は平成■年■月に■を調査し、■月の総会においてそのうち■を非農地としておりますが、申請地周辺は当時の調査対象となっておらず、この字につきましてはこの申請地も含め■筆、■が今後の非農地判断調査で出てくると思われます。以上です。

会長

整理番号2番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

場所については、ここが畠だったという記憶は僕らにもありません。戦時中にここらを開いてイモなどを作っていたのが残っていたんじやないかと思います。中に入るにも道もない状態で、これから農地にもできないでしようから非農地として認めるべきかなと思いました。

会長

皆さん方からご質問等ございませんか。

○番（農業委員）

前回の非農地判断調査のときにこれらは対象に入ってなかつたという説明でしたが、次回はいつごろされる予定ですか。

事務局

明日・あさってにかけて■を調査する予定です。
天候が悪いようですので、日程の変更もあるかもしれません。

○番（農業委員）

近いうちに調査されるようですが、ここについては認めて良いと思います。

会長

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

ご意見無ければ、この2筆の案件について、非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

非農地として認めることに決定いたします。

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第2回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時30分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

9番

10番

平成25年5月27日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久